今後検討すべき免除要件等について

<共通の論点>

- 一般教養的な科目を1段階目試験又は2段階目試験で出題する場合、原則として、免除制度を設けるべきではないとの考え方もあるが、どうか。
- 実務経験がある者については、1段階目試験の合格や2段階目試験の科目別合格の有効期間を延長することとしているが、その期間は、10年でよいか。 1段階目試験の合格者は、一定期間は実務経験なしに2段階目試験を受験できることとしているが、その期間は、2年でよいか。

<個別の論点>

- 〇 大学教授等
 - 免除制度は廃止することとしてはどうか。

〇 会計専門職大学院

会計専門職大学院の修了者に対する一律の免除制度を廃止し、会計専門職 大学院の学生に対する試験において一定の成績以上を修めた者に対して、何 らかの免除等の制度を設けることについてどう考えるか。

(例)

- (1) 試験科目の免除(どの段階のどの科目とするか)
- ② 実務補習の軽減
- ③ 実務経験なしに2段階目試験を受けられる期間を延長
- 現行試験は、会計専門職大学院の修了者に対する免除となっているが、修 了見込み者に対して何らかの免除等を認めることについてどう考えるか。
- 企業等における会計・監査分野での実務経験者
 - 現状の免除科目は短答式の財務会計論のみが対象となっているが(7年以上の実務経験者)、社会人の合格者を増やす観点から、免除科目を広げられる余地はあるか。
 - 社会人の合格者を増やす観点から、企業等での実務経験がある者について、 試験科目の免除ではなく、加点するという考え方もあるが、どうか。

〇 他の国家試験合格者

• 他の国家試験(税理士試験、司法試験、不動産鑑定士試験等)の科目が、 公認会計士試験の科目と同等と考えられる場合において、科目免除を認める こととしてはどうか。

主な試験科目免除制度について

	旧制度(2次試験)		現行制度	
	【短答式試験】 会計学 商法	【論文式試験】 会計学 商法 選択科目(2科目) ・経営学・経済学 ・民法	【短答式試験】 財務会計論 管理会計論 監査論 企業法	【論文式試験】 会計学、監査論 企業法、租税法 選択科目(1科目) ·経営学 ·経済学 ·民法 ·統計学
科目合格の 有効期間	なし		・短答式試験合格者に対する再受験免除制度(2年間)・論文式試験における科目別再受験免除制度(2年間)	
大学教授、博士 等	 ・商学に属する科目の教授・助教授・博士 ・短答式(全科目)、論文式(会計学・経営学) ・法律学に属する科目の教授・助教授・博士 ・短答式(全科目)、論文式(商法・民法) ・経済学に属する科目の教授・助教授・博士 :論文式(経済学) 		基本的に同左	
会計専門職 大学院の修了者	なし		·短答式(財務会計論·管理会計論·監査論)	
企業等の実務経験者	なし		・会計等に関する事務等に7年以上従事した者 :短答式(財務会計論)	
国家試験合格者 税理士試験 司法試験 司法試験 不動産鑑定士	·司法試験 :短答式(全科目)、論文式(商法、民法) ·不動産鑑定士(経済学、民法)		·税理士試験 :短答式(財務会計論)、論文式(租税法) ·司法試験 :短答式(全科目)、論文式(企業法、民法) ·不動産鑑定士:論文式(経済学 or 民法)	
会計・監査制度 整備に従事した者	なし		必要な学識及び応用能力を有すると審査会が認定した者:(会計学 or 監査論)【実績なし】	